

平成26年5月12日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年5月12日(月)午後1時55分 田辺市役所別館 3階

農業委員数39名

出席者37名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一		15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者 14番 中山 敏久 24番 原 さだ

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 35番 矢敷 勇氣男 36番 松本 忠巳

議長

皆さんこんにちは。少し時間は早いんですけど、皆さんお揃いでございますので、お忙しい時期でありますので始めさせていただきたいと思っております。5月になりまして小梅の出荷も始まったという事で、気忙しく、忙しい時期になって参りました。その中、ご出席いただきまして本当に有難うございます。また、先月の17、18日と研修旅行という事で、岡山県のほうへ行って参りました。新見市の農業委員会のほうでは、共通の話題に対しまして大いに議論をしていただきまして、ほんとうに有難うございました。その後、倉敷市の美観地区、それからファーマーズマーケット、瀬戸大橋を四国に渡って、鳴戸から明石海峡と無事帰って参りました。非常に有意義な研修だったと思っております。また研修の成果を今後の農業委員会活動に、生かしていければと思っております。本当にお疲れ様でした。それからもう一件、議案書の中へ局長さんから報告させて貰っていると思うんですけども、我々田辺市農業委員会が、この度、農林水産大臣賞という賞をいただくことになりました。歴史のある、大勢の過去の農業委員さんの、また、事務局の職員さんのご努力の上の歴史に立って、我々も、平成17年度5月に大同合併を致しまして、非常に1,026㎡という広域の中で、近畿で一番、和歌山県の4分の1の面積を有する、こういう農業委員会の中で、それぞれの皆さんが協力協力しながらですね、法令業務、振興業務等を確実にこなして来た結果だと思っております。受益代表として、地域の皆さんの相談役として、黙々とやってきたことが、今評価されたのだと、このように思っております。そのような事で、皆さんの喜びとして受賞してきたいと思っております。まだ、日にちは決まってないんですけども、この20日前後くらいに県庁へ出向いて、仁坂知事さんから受賞、

伝達されるようでございますので、また、報告をさせていただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。それから、はなはだ僭越ではございませうども、私自身も同じ賞をいただくという事で、10期30年間に渡りまして、農業委員会でお育てをいただきました。そういう中で大勢の皆様にお世話になって、私も中々、そういう器ではないんですけども、皆さんの協力を得ながら、田辺市農業委員会の会長を3期、副会長を2期、あわせて県の農業会議の副会長を3期という事で、勤めさせていただきました。大勢の皆様にお世話になりましたことをお礼申し上げたいと思ひます。本当に有難うございました。また、帰ってきましたら報告をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。それでは早速でございますけれども、農用地利用集積計画の合意解約、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございませうので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 黒野

皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、田辺市〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は581㎡、他3筆、合計面積1,545㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成26年4月18日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は2,800㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成26年4月18日です。以上、2件報告させていただきます。続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の1,714㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、全体で3万円口座払い、期間は平成26年6月1日から平成28年5月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1,616㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅と水稻、年間1万円の口座払い、期間は平成26年6月1日から平成29年3月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,800㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円の口座払い、期間は平成26年6月1日から平成46年7月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1,414㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成26年6月1日から平成32年5月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1,958㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅と水稻、期間は平成26年6月1日から平成29年4月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、他6筆、畑の3,313㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅と水稻、期間は平成26年6月1日から平成29年4月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2,004㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年6月1日から平成36年7月31日、新規です。8番、〇〇

○字○○○○、他1筆、畑の1, 089㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、使用貸借の梅、期間は平成26年6月1日から平成32年7月31日、新規です。9番、○○○字○○○○、畑の890㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、使用貸借の梅、期間は平成26年6月1日から平成29年7月31日、新規です。10番、○○○字○○○○、他2筆、畑の1, 244.04㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、賃貸借のミカン、全体で年間1万円持参払い、期間は平成26年6月1日から平成32年5月31日、新規です。11番、○○○字○○○○、田の1, 019㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、使用貸借の水稻、期間は平成26年6月1日から平成31年5月31日、新規です。12番、○○○字○○○○、他4筆、田の2, 609㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、使用貸借の水稻、期間は平成26年6月1日から平成28年5月31日、更新です。13番、○○○字○○○○、他1筆、田の695㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、使用貸借の水稻と野菜、期間は平成26年6月1日から平成28年5月31日、更新です。14番、○○○字○○○○、畑の504㎡、貸手は○○○、○○○○、借手は○○○、○○○○、使用貸借の野菜、期間は平成26年6月1日から平成29年3月31日、新規です。合計14件、34筆、22, 869.04㎡、貸手13名、借手14名です。この14件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

- 議 長 はい。有難うございます。利用権設定の逐条審議をお願い申し上げます。
- 番 委員 1番。
- 番 委員 はい、○○番です。○○○○さんの土地に○○○○さんが野菜を作られております。非常にきれいに管理されておりますし、更新であるため特に異議はございません。
- 議 長 はい、2番。
- 番 委員 ○○番です。2番、3番異議はございません。
- 議 長 はい、4番。
- 番 委員 ○○番です。4番、5番について双方とも高齢者であり、○○○○さんもしくは○○○○さんが借りられるという事で、4番、5番、6番、3件共に異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 番 委員 ○○番です。7番は○○○○さんの息子さんです。異議ありません。8番の○○○○さんは青年就農給付金の件で異議ありません。9番の○○○○さんと○○○○さんは隣同士で畑も隣同士で異議ありません。
- 議 長 はい、10番。
- 番 委員 ○○番です。○○○○さんと○○○○さんは親戚関係で、○○○○さんは○○○○さんの甥坊に当たります。異議ございません。
- 議 長 はい、11番。
- 番 委員 ○○番です。○○番○○○○委員から電話がございまして、○○○○さん

と〇〇〇〇さんは親戚関係で、異議ないとの事です。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番です。12番、13番につきまして更新であり異議ございません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番です。14番は異議ございません。

議 長 はい、以上14件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それと申し訳ございません、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、本日の欠席委員さんは14番の中山敏久委員さん、24番の原さだ委員さんです。それから、本日の会議録署名委員に、35番の矢敷勇氣男委員さん、36番の松本忠巳委員さん、よろしく願いをいたします。それでは議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、議案第7号許可書の返納（農地法第5条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程させていただきます。それでは、議案第1号農地法第3条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は2、47㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は22㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は42㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は19㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は15㎡、他1筆、合計面積72㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は2、96㎡、他1筆、合計面積13、96㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は2、47㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、

面積は14㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は7、14㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は7、08㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は873㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、遺贈です。譲受人がもう一人おりまして、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、遺贈です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は873㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3、193㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1、171㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は720㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。この方の耕作されている面積と取得される面積の合計が50アールに足りないんですけども、〇〇〇で今月の農業委員会に983㎡の3条申請を出されていて、それを併せると50アールを超えるとこの事で、〇〇〇で確認してからになります。16番につきましては申請者からの連絡で取り下げになっています。17番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は712㎡、他9筆、合計面積17、226㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。18番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は175㎡、他2筆、合計面積240㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。19番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は27㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。次の20番ですが、今日配らせていただきましたA4の議案書で、〇〇〇さんが申請後になくられたという事で、相続人代表の方からの申請に変更が加えられております。20番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は679㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして野菜を作られるそうです。以上19件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長
〇〇番 委員

それでは19件の逐条審議をお願い申し上げます。1番。
はい、〇〇番です。1番から10番は事務局が言われたように、〇〇〇の山手側突き当たりになるんですけども、地目はすべて田になるんですけど

- も、小さい田がいくつかありまして、田が沼地であり、中々耕作もし難いという事で、高速がらみの土をいれてうめた所の、小さい角の取り合わせが等がありまして、今回その分も精査をするという事で、異議ございません。
- 議 長 はい、1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番は形状整理による交換という事で、異議なしとの事でありまして、続きまして11番。
- 〇〇番 委員 はい、〇〇番です。11番、12番異議ございません。
- 議 長 はい、13番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。13番について異議ございません。
- 議 長 はい、14番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。今、事務局から説明がありましたとおり、〇〇〇〇さんの娘さんが〇〇〇へ嫁っている関係で、そちらの方で畑を求められると、地元もきちっと耕作しておりますので何ら問題はないと思います。
- 議 長 はい、16番は取り下げで17番。
- 〇〇番 委員 はい、〇〇番です。これは息子さんに贈与するだけです。異議ありません。
- 議 長 はい、18番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。18番について異議ございません。
- 議 長 はい、19番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。19番について異議ございません。
- 議 長 はい、20番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。20番について異議ございません。
- 議 長 はい、以上3条申請19件とも異議なしとのことです。なお、14番、15番につきましては〇〇〇の農業委員会の許可を確認してからの許可という事で、以上19件異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 8ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は358㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場358㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、本人から3ヶ月以内から1年以内に訂正がございました。平成24年10月17日に農用地区域から除外しています。隣接同意は不要、水利同意はございます。道路と住宅に囲まれた生産性の低い農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第4条申請以上1件ご審議の程よろしく願い申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。ここで現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。5月8日に現地調査を行ってまいりました。愛須局長、松平

主査、〇〇〇〇委員、それから私でございます。朝は寒くて大変かなと思いましたが、日中はまあまあの良い条件でございました。まず、1番の駐車場の件ですけれども、ここは、〇〇小学校の前に新しく出来た広い道のすぐ隣で、〇〇小学校の前のほうにあります。周辺は、新興住宅地のような所で、駐車場にしたいという事であります。北側は民家、西側は持主さんのアパートを経営されています。そして南側は大きな新しく出来た県道、東側は市道になっています。そのまま埋立てもせず駐車場にするようで異議ありません。

- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。アパートといいますか、集合住宅が今建っているんですけども、僕もあの建物であの駐車場では狭いと思いやったのです。異議ありません。
- 議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 9ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は102㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅54、26㎡、駐車場、庭47、74㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。使用貸借設定50年間でございます。道路と住宅に囲まれた生産性の低い農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,330㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分4分の2、〇〇〇〇、持分4分の1、〇〇〇〇、持分4分の1、使用目的及び規模は資材置場1,330㎡、着工日、工事期間は許可の日より4か月以内、平成20年1月30日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意は共にございます。道路と川に囲まれた生産性の低い農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は60㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は通路60㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は、都市計画用途地域内（準工業地域）にありますので、第3種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,618㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟406㎡、道路、駐車場1,212㎡、着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございません、水利同意はございます。周囲を山と川

に囲まれた2種農地でございます。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は432㎡、他1筆、合計面積547㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設547㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意はございます、水利同意は不要です。賃貸借権設定20年間でございます。過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上5件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上5件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。ここで現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。1番は同じ〇〇〇で〇〇小学校の後の方にあたります。東側は畑で同意書があり、南側は市道と畑で同意書があり、西側は〇〇〇〇さんの宅地、北側は宅地です。これは息子さんの家を隣に建てるという事です。これも盛土をしないで整地をするみたいです。それで同意もあり、合併浄化槽で排水をするという事で異議ありません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番です。2番もまた、〇〇小学校から新しい道を〇〇〇へ行く途中にある、狭くなるところの周辺の所です。これも新しく道を付けたんで、その田が良くなったんですけども、直接道路に接している面と接していない面があります。そこら辺がどうなるかなと言う問題はあるんですけども、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚同士にあり、〇〇〇〇さんは高齢でこう言う風な話になったようです。回りは水路を作り、大きな水路に流すので異議ありません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番です。これは〇〇〇のバイパス沿いの〇〇〇〇の下になります。バイパスが出来たので三角地が取り残されていまして。そこへ、近く畑へ行く道を付けたいという事で、東側は市道、南側は田、西側は雑種地ですが現況は申請人の畑、北側はバイパスです。現場は、一輪車が通れるくらいの通路で、軽四では入口が狭くて難しいかなと話をしました。ただ、畑へ行く道を付けたいという事だったので、異議ありません。

議 長

はい、5番。

〇〇番 委員

〇〇番です。この土地は311号の国道から〇〇〇の頂上付近の家の近くまで上がった所で、ぐるりが休耕田で、それで排水は自然排水で、傍に電柱も来ているし、休耕田の利用になり問題ないかと思えます。以上です。

議 長

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。1番について異議はないんですが、申請地は〇〇会館の東となっていますが、これは西です。

議 長

はい、西に訂正願います。続きまして2番。

〇〇番 委員

〇〇番です。2番について、代表委員の説明どおりで異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。説明いただいたとおりで異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この物件ですけれども、3月に同意が得られていないという事で、保留にしてから2か月経つんですけれども、それから多少計画変更をしているような話は聞いておるんですけれども、まだ、隣接と水利組合の同意が得られてないという事で、今月も保留でお願いしたいと思います。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番です。5番の物件について異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請、1番、2番、3番、5番の4件は異議なしとの事で、4番1件は3回目の再度保留と、進んでいるんだけど最終確認ができていないという事でございます。5件ともそのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは4件が許可相当、1件につきましては保留という事で進達させていただきます。続きまして議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 11ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は山林、面積は115㎡、他8筆、合計面積は2,627、68㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、申請地は昭和45年10月当時、農地法第4条の許可申請を行い、許可を得て山林に転用した土地がありますが、地目変更の登記を怠り、許可書を紛失したため、改めて今回提出するものです、ということです。農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この〇〇〇の現地へ行かせていただきました。もう既に40年以上経っていて、根元が30cmを越すような杉の木が植わっていて、誰が見ても山林に思うので、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。ただ今の現地調査委員さんのお話のとおりでありまして異議ありません。

議 長 はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 12ページをお願いします。議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共

に畑、面積は239㎡、他に13筆ございまして、合計面積5,963、64㎡です。届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は6,324、64㎡、相続開始年月日は平成25年10月19日でございます。以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明1件、ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明1件異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

〇〇番 委員 〇〇番です。相続税の猶予につきましてなんですけど、財産を全部せんなんのか、選ったところだけ猶予をうけられるのか、その点だけ皆さんに報告していただきたいと思います。1町あったら全部相続猶予せなあかんのか、5反までして、後の5反は置いておく事ができるのかどうか、皆さん方に教えてあげて欲しいんです。

松平 主査 猶予を受けたい分だけで受けれます。

議 長 続きまして、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 13ページをお願いします。議案第6号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は886㎡、作物は梅で10アール当たり収穫量は2,000kgから3,000kg、希望価格は40万円から50万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は730㎡、他に1筆ございまして、合計面積は2,268㎡、作物はみかんで10アール当たりの収穫量は3,000kg、希望価格は10アール当たり115万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上2件ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この〇〇〇〇さんは、1月の定例会の時も1回あっせんの申出がありまして、成立しておりますけども、また2回目の申出がございました。現地を見てきたんですけども、これは〇〇〇へ上がって行く幹線道路がありまして、その道が通るのでカットされて、5mから6mの擁壁の上に道沿いに細長くある梅畑で、この畑に行くには、隣にミカン畑がありまして、その人が持たなかったら行けないような所なんで、あっせんするのならこの方に持ってもらうなしょうがないかなという土地です。以上です。

議 長 はい、有難うございます。続きまして2番。〇〇〇の物件の状況説明をお願い申し上げます。

〇〇番 委員 〇〇番です。この場所は、〇〇〇、〇〇〇地区からパイロットへ上がる山の中腹にあります。方向は南東向きで、農道の上下に別れていまして、

上が1反半ほどありまして、半分くらいが日南と晩柑いろいろ植ってます。下の730㎡はほとんど晩柑です。モノラックも両方に出てまして、農道を挟んでモノラックが見えてますが、機械は1台でその間のレールを取り外すようにして、ちょうど畑の真ん中を上と下に通ってます。それと園に防除施設、灌水まではいかないけども共同のクーラーをつけて、そういう事で山の中腹なんですけども、希望価格が少し高いかなあとと思いますけども、一応これで申請どおり話をしたいと思います。以上です。

議長 長 はい、ありがとうございます。議案第6号2件につきまして、あっせんする事に異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 それでは、1番の〇〇〇の物件ですけども、説明いただきました〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇の〇〇〇〇委員さん、よろしくお願い申し上げます。それから、〇〇〇の物件でございますけども、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、隣接地で〇〇〇〇委員さん、よろしくお願い申し上げます。続きまして議案第7号許可書の返納、農地法第5条について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 14ページをお願いします。議案第7号許可書の返納、農地法第5条です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は871㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分10分の9、〇〇〇〇、持分10分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は木造平屋建2棟135、15㎡、駐車場、通路、花壇等735、85㎡、許可日は平成26年2月28日、許可番号は和歌山県指令西農第〇〇〇〇〇〇号、返納理由は土地購入及び建築費等に必要な資金が急に他に必要となり、実行出来なくなった為でございます。以上、許可書の返納、農地法第5条1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議長 長 はい、議案第7号許可書の返納、農地法第5条1件異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

小倉 係長 15ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積1,445㎡、他1筆、合計面積3,128㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成26年4月16日、価格は300万円です。あっせん委員さんは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積3,263㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成26年4月21日、価格は280万円です。あっせん委員さんは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、

- 〇〇〇〇委員さんの3名です。農地等売渡あっせん成立以上2件報告申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。あっせん委員さん大変ご苦労さんでございました。〇〇〇〇委員さん退席をお願いします。
(〇〇〇〇委員退席)
- 議 長 それでは、あっせんの顛末の報告をお願い申し上げます。1番。
〇〇番 委員 〇〇番です。4月16日に〇〇〇〇さん宅で〇〇〇〇さんと私と〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで、この〇〇〇〇さんは青年集農者であり、無事に受けていただきましたので、成立いたしました。
- 議 長 有難うございます。1番につきましてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、ご報告とさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)
- 議 長 はい、それでは2番につきまして、顛末の報告をお願い申し上げます。
〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんの隣接地から行く予定だったんですけども、家の近くの若い〇〇〇〇さんが手を挙げてくれまして、去る4月21日に問い合わせた結果、木も古いという事で、希望価格300万円が280万円で決着つきました。以上です。
- 議 長 有難うございます。2番につきましてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。買受人の両方とも、就農給付金がらみで人農地プランへ登録されている方でございますので、非常に良かったかなと思ってございます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 16ページをお願いします。報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が雑種地、現況は畑、面積は555㎡です。届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫40、52㎡、転用面積は農業用倉庫40、52㎡です。農地法施行規則第32条第1項第1号による届出以上1件ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 17ページをお願いします。報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,800㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成26年4月18日です。農地法第18条第6項の規定による通知以上1件報告申し上げます。
- 議 長 報告第3号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。先程、お手元に追加議案を配布させていただきました。上程させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは〇〇〇〇委員さん退席をお願いします。
(〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、それでは追加議案の説明をお願いします。

農振課 尾崎 あっせん議案が成立しましたので所有権移転を報告いたします。1番、〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は1, 445㎡、他1筆、合計3, 128㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は畑、対価は300万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成26年5月30日、所有権移転の時期は平成26年5月30日です。以上1件報告させていただきます。

議 長 有難うございます。それでは所有権移転の逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。これについて異議ありません。

議 長 所有権移転以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 それでは、お手元に一枚のペーパーがございます。この件についてご説明をお願いします。

農振課 尾崎 農地利用権設定の解約について説明。

議 長 有難うございます。利用権設定の解約については、合意解約が基本であるという事でございます。ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、ご報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。4月の県の農業会議に提出をいたしました4条3件、5条3件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。それでは、もう一枚お手元のほうに、田辺市農業委員会委員一般選挙に係る確定の件について、事務局から説明させていただきます。

愛須 局長 田辺市農業委員会委員一般選挙について説明。

議 長 有難うございます。選挙の日程が確認しましたので、ただ今説明のあったとおり進んでいくと思われまます。ご意見、ご説明ございませんか。無いようでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。それでは、忙しい時期でございますので、今日、予定しておりました議案はすべて終了いたしました。皆さん方から何かご意見、ご質問等ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、非常に忙しい時期でございますので、本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後 3 時 1 8 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

3 5 番委員

3 6 番委員

議 長